

第4回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会 議事録

日時 平成17年2月15日（火） 13：30～15：15

場所 岐阜市役所 本庁舎低層部3階 大会議室

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまから第4回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会を開会させていただきます。

私、環境事業部産業廃棄物特別対策室長の宮川と申します。

本日は、ご多忙のところ、皆様方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

なお、本日はご都合によりまして佐藤委員がご欠席でございます。

また、委員会要綱第8条の規定に基づきまして、県の森林保全室長さんにもご出席をいただいております。

なお、事務局の方でございますが、両助役とも別の会議の都合で遅れて出席となりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず本日の資料を確認させていただきたいと存じますが、委員、オブザーバーの皆様には事前に資料を送付させていただき、本日もご持参いただくようお願いしておりましたが、最新の情報を追加するなどしたことによりまして、本日改めて資料を配付させていただいておりますので、申しわけありませんが、本日はお手元の資料をもとに進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

まず、資料の確認をさせていただきますが、次第を表紙とするもの、それから資料の右上に資料見出しが振ってあります。資料1から資料3でございます。それからA3の一枚物の図面資料、また委員とオブザーバーの皆様には、本日説明させていただくパワーポイントの写しを配付させていただいております。お手元にない方がおられましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、委員会の開会に当たりまして、事務局を代表して環境事業部長からごあいさつ申し上げます。

【事務局】 本日はまたお寒い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

間もなく事件発覚以来1年になろうとしているところでございます。実は昨日2月14日にこの事案に関します初公判が行われました。善商以下7名の被告につきましての冒頭陳述、また起訴状の朗読に続きまして罪状認否が行われまして、被告7名、法人4社というのを含めますが、すべて起訴事実については認めておるということになっております。今後の公判の推移を見守りながら、私どもといたしましては、的確な対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、現在の状況でございますが、ご検討いただきました詳細調査につきまして、現場での調査が大体終わりつつあるところでございます。現在はデータの分析、解析を行っているところでございます。その全体の報告は、もう少し後、3月いっぱいかかろうかと思っておりますが、中間報告につきましては、先般、1月21日に技術部会で中間の状況の報告をさせていただきました。

私どもといたしまして、必要な対策、対応についてはその都度行ってきておりますが、いずれにいたしましても、今後この調査をもとにいたしまして、今後の処理方法等につい

てのご検討を願うことになろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、この技術部会での報告、それから再生ビジョン部会につきましては、市民の皆様と一緒に考える勉強会ということで、吉田部会長を中心にこの間数回開催しております。その結果報告につきましてもご報告いただきまして、また皆様方のご意見をいただきたいというふうに考えております。

また、本年度、この検討委員会が最後になると思っております。従いまして、今日の議題の中に、私どもから今後のスケジュールにつきましてのご提案をさせていただきますので、ご意見をいただきたいと思っております。

貴重な時間でございますので、簡単でございますがごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございます。

傍聴の方にはあらかじめお断りをしておきます。傍聴席の前方に掲示するとともに、お手元に配付しておりますが、岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領の遵守事項に従い、会議中の発言等はお控えください。守られない場合は退室していただくこともありますのでご協力をお願いいたします。

なお、ご意見等がある場合は、ご意見等記入用紙が用意してありますので、お帰りの際に提出いただきたいと思います。

それでは、以降の進行につきましては、委員長さん、よろしくお願いをいたします。

【吉田委員長】 それでは皆さん、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

第4回の委員会でございますが、次第に従って議事を進行させていただきます。

まず次第の3でございますが、去る10月22日に開催いたしました第3回の委員会の議事録についてでございます。事前にお配りをしてございますが、内容について、訂正等はないでしょうか。もし訂正があれば、ご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。議事録のとおりでよろしゅうございますか。

〔発言する者なし〕

ありがとうございます。

これをもって第3回委員会の議事録として承認させていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

続きまして、次第の4でございますが、これまでの主な経過について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

【事務局】 産業廃棄物特別対策審議監の田中でございます。

お手元の資料1を用いて現在までの主な経過、概要についてご説明をいたします。

資料1、表紙をめくっていただきますと、A4が横になっております。この事案が発覚

しまして以来、岐阜市は、ここにございます問題解決の三つのキーワードということで、迅速、情報公開、行政と市民との協働、この三つのキーワードを掲げて対応してまいりました。時系列的にそれぞれの項目ごとに主なものを記してございます。

その中で1番の迅速のところにございます6番、不法投棄問題対応検証委員会は、こちらの検討委員会とは別に、行政の対応につきまして検証していただくという外部の第三者委員会を5月20日に設置いたしまして、11月26日に答申をいただきました。答申につきましては、大変行政の対応に対して厳しいご指摘をいただいたところでございます。この答申にございました指摘と提言に対しまして、アクションプランを策定いたしました。これが2月3日に策定をいたしまして、この資料1の2ページ以降に付けさせていただいております。

それから、現在行っております廃棄物の詳細把握調査と周辺環境定期監視の実施でございますが、ボーリング等によります検査資料の採取は終了いたしまして、現在各種分析検査を行っております。それから、周辺の環境につきましても、定期的なモニタリング、監視を行っております。

ここに書きましたように、現在までに環境汚染を疑うデータはないと。いろいろな基準がございますけれども、そういった基準には適合いたしております。簡単に基準と申しますけれども、健康に関するような基準、それから廃棄物につきましては、この廃棄物をどう扱うかという基準、それから悪臭のように不快か否かと、いろいろな基準がございますけれども、環境汚染を疑うデータは今のところ出ておりません。先ほど部長が申しましたように、調査の終了後、この検討委員会でこの結果をもとに処理方法を決定していただくことになっていると思います。

それからもう一つ、右側の吹き出しがございますけれども、これは善商の責任の追及の一部でございますけれども、排出事業者らによります自主撤去、これは後でまたご説明をさせていただきますけれども、善商に廃棄物の処理を委託した業者、この中から自主的に撤去を申し出ておる業者がございます。現在、県内外34社から申し出がございまして、先週の土曜日、12日までに2,227立方メートルを撤去いたしております。これに伴いまして、善商に出してございました措置命令、自主撤去の対象の廃棄物は、善商に出してございます措置命令の対象廃棄物といたしておりますけれども、この履行期限を3月31日まで延長させることといたしました。

それから、善商に対し緊急調査費用、約5,500万円ほどございますけれども、これを廃棄物処理法にはそういった規定がございませんので、民法の事務管理という規定に基づきまして請求をいたしております。昨日までに内金として113万円が納付されております。

冒頭に申しましたように、三つのキーワードに沿いまして主だったものを時系列的に並べてございます。それから、本日、パネルに近況の写真も掲示させていただきましたので、また後でごらんいただければ幸いです。以上でございます。

【吉田委員長】 はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして次第の5でございますが、先の委員会以降、開催されました再生ビジョン部会及び技術部会の概要について、それぞれご報告をいただきたいと思います。

最初に再生ビジョン部会の方について富樫副部長からご報告いただいて、その後、続きまして技術部会の藤縄部長さんの方からご報告をお願いいたしたいと思います。

じゃあ、富樫先生、お願いします。

【富樫委員】 それでは、再生ビジョン部会の方で続けてきました勉強会の状況について、ご報告させていただきたいと思います。

資料の2に約6ページにわたって、かなりさまざまなご意見が出てきたということが見ていただけるかと思うのですが、その前の第1回が7月でしたので、ちょっとそれも含めて流れをご紹介したいと思います。

第1回目は4月3日だったのですが、今のアクションプランにもありましたけれども、市民との協働によって問題を解決していく、あるいは再発を防止していくということを掲げておりますので、勉強会という場を設定して、それにぜひたくさんの方の市民の皆さんにもご参加いただきたいという形で呼びかけをさせていただきました。

第1回では、最初でしたので、豊田市の不法投棄対策の事例、あるいは建設リサイクル法の施行状況等についてもご紹介いただきました。

それで、今日の資料の第2回以降ということになるのですが、第2回では、最初、産業廃棄物の対策をめぐる仕組み、スキームについて紹介させていただいて、それについて、参加された皆さんから本当にさまざまな形のご意見をいただきました。やはり事業者の責任をきちんと追及すべきである、市の対応に問題がなかったのかどうか、それから部会、あるいはこの勉強会を続けていくに従って、どういう役割をこれが果たすのか、その辺でさまざまな指摘をいただきました。

3ページ目、4ページ目になりますけれども、その次が、これは月1くらいだったのですが、12月14日に第3回の勉強会を行いました。

これは、まず仕組みをきちんとみんなで理解して、押さえようと。その上で、どこで問題があったからこういう結果になったのか。あるいはこの仕組みのうちのどこにきちんとした対策を講じれば再発を防止していけるのか。そこから議論を起こさせてもらいました。実際には、善商、椿洞の問題をめぐって調査の内容、あるいは進め方、情報の公開等についてもさまざまな意見が出てきております。調査の方法で問題がないのかどうか、あるいは市民からも、立入調査を認めてほしいというようなご意見もいただいております。

それから、前回は第4回の部会ということで、後で吉田委員長の方からもご報告があると思うのですが、再発の防止の仕組みについてまず考えよう。実際には、これからこの委員会でも対策をどうするかということを考えていくわけですが、それはもう一方での調査結果、それから技術部会での検討結果を今待っている状態ではありますけれども、早目の段階で将来のことも考えていこうということにしてあります。そこでは、市民も参加できる会議、市民会議のようなものをつくっていったらどうかというご提案をさせ

てもらっています。それについては、多分環境審議会ですとか、市のほかの委員会もありますので、その辺の関係をどう整理するとか、あるいは循環型社会にどういうふうに進めていくかというような非常に大きなテーマもございますけれども、その辺は今後の検討の課題とさせてもらっています。

毎回2、30名の方にご参加いただいておりますし、一度ご参加いただいた方には次回もぜひ参加していただきたいというような形でご案内もさせてもらっています。市民との協働という形になっていきますけれども、まだまだもっと多くの方に参加していただきたいということが本音です。この勉強会、それから直接地元の方々との話し合いの場、さらには議会等もあるかと思うのですけれども、どういう形で市民との協働の解決というのを探っていこうかというのがまだこれからの課題かと思っております。以上です。

【吉田委員長】 どうもありがとうございました。

藤縄委員の方で部会報告をしていただきます前に、私の方で、第4回の再生ビジョンの勉強会の場で、今後こういうふうな委員会をつくって、防止策をこういうふうにしたらいいのではないかという提案をいたしましたので、それについて、あくまでも私案の段階でございますが、少し説明をさせていただきたいと思えます。

資料2の7ページ以降に書いてございますが、これは第4回の勉強会で出させていただいたものでございます。

ここでは、基本的には産業廃棄物の不法投棄の防止及び循環型社会の形成ということが非常に重要な課題になるだろう。それを岐阜市にどのように導入して、なおかつ定着させるかということでございます。ただ、不法投棄につきましては非常に難しい問題であるというのは、2月13日の新聞記事にもありますように、環境省の全国見通しで産廃撤去費が1,000億円を超えるというような記事が載っております。岐阜市だけではとても対応し切れるものではないなあという感じがいたしますし、それから、本日の新聞等、先ほどもあいさつの中でご紹介がありましたような第1回の公判の冒頭陳述を読んでおきますと、これでは全量撤去してもらっただけの予算はとても出ないのではないかというふうに思います。一体これをどうしていけばいいのだろうか。我々としても、これから本格的にこういう問題を考えていかなければならない。ただ、その場合であっても、13日の記事にありますように、多分不法投棄というのはこの時点でも恐らく行われている可能性がある。どこで行われているのかはわかりませんが、それがわからないというところに我々の非常に大きな問題があるわけでありまして、恐らくこれは全国というレベルで考えていかなければならない問題だろうというふうに思います。

ただ、その中で、岐阜市として何もしなくてもいいのかというと、そうはまいりません。岐阜市としてやれるべきところはやった方がいいと。やるべきことはやっていきましょうということでございます。その提案でございます。

これまでの、なぜこういうふうな形にしたかという一つの議論のための資料ということでございますけれども、これは先ほどの産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会で見られ

ております問題点として、大きく分ければ2題ありまして、行政内部の問題点があるのではないかと（いう意見）。要するに産廃行政の甘さということが指摘されております。それから、市民の情報提供に対して適切なる対応ができていないということでもあります。職員自身の認識が非常に不足しているのではないかとということも指摘されております。連携ということが大切であります、市役所内部の部局内の連携、加えて県行政との連携、それから警察というのか、司法との連携、こういったものが必要であると。こういったようなこともありますし、それから第2回、あるいは第3回の勉強会を通じまして、市民の方からも比較的似たような議論がたくさん出てまいりました。その中で、やはり連携システムを考えるべきだろうという意見です。市民モニター制度、あるいは県との連携、司法との連携を考えるべきだということです。あるいは再発の防止のために基金を創設してはどうかとか、あるいは優良事業者の表彰制度、情報公開、市民啓発、こういったようなことが必要であろうということが指摘されております。

第3回では、これがもう少し具体的な案としてさまざまな議論がなされました。これにつきましては、先ほど富樫委員の方からご説明をいただいたとおりでございます。ホームページ等にも公開をされております。

そこで、今後、特に再発の防止ということをとりあえず早急にやっていただかないと、この委員会、来年度1年間は恐らく続くだろう。この間にもう一つ問題が起こったときにどう対応するのか。また別の委員会をつくるのか。またここでやるのか。とてもそんな余裕はない。従って、こういう問題が二度と起こらないように今からきちんと監視してもらいたいという意味では、早くこういう委員会を立ち上げて監視システムをつくり上げてほしいというのが願いでございましたけれども、第4回の勉強会で、市民の方々といろいろ議論を戦わせて、そして案を煮詰めた後に、中間報告というような形でこの検討委員会に提案させていただいて、それから市役所の方に提言をしたいというふうに思っておりましたが、そのための十分な時間がとれませんで、検討が不十分でございます。ほとんど原案を開陳させていただいただけで終わったというのが現状でございます。

どういう原案を開陳させていただいたかということについて少し説明させていただきますと、7ページ、8ページにございますけれども、目的といたしまして、産業廃棄物の不法投棄をなくすということと、循環型社会をいかにしてつくるかということです。この委員会の役割としては三つあるのではないかと。一つは、啓発活動というのが必要だろうと。環境というものに対する意識をもう少し市民の方に強く持っていただきたい。そのためには市民会議、どういう会議になるのか、このあたりを詰めたかったのですが、十分に議論しておりません。市民会議をつくる。それから産廃不法投棄監視モニター制度というものも必要だろう。それから、環境教育推進というものが必要。これはどういうふうにするか。小・中学生を中心とした環境教育プログラムというものも開発していく必要があるのではないかと。それから、環境資源に関する情報提供というものが必要だろう。それから、環境整備推進のモデル事業の推進。よくやっているところを積極的に表彰していく、あるいは

世の中の人に広く知っていただく、こういうふうな仕組みをつくってはどうかということが一つ。啓発活動でございます。

2番目は、環境ビジネスを支援していく。今日の新聞等を読んでおりましたが、やはりかなり専門的な、産廃業者の方から見るとこの善商は余りにもアマチュアというか、ビジネスとしては少しプリミティブに過ぎることが載っております。やはりきちんとした企業、きちんとした産業として育てていかなければならない。どうしても出るわけですから、いかにいい業者にたくさん出てきていただくか、これが非常に重要なことです。そのためには、優良事業者を積極的に表彰していく制度、あるいはそういう業者を積極的に使っていただく、そういうことをやっていく必要があるだろう。2番目は、環境型事業を支援していくこと。さまざまなモデル事業というようなものを考えて、それを学校とか役所、それから企業に実践していただくというような事業をやったらどうか。それから、産業廃棄物の利用用途を新たに考えられるような研究とか、企業に対して補助金とか、あるいは共同で研究していくというようなことも必要なのではないだろうかというふうに思います。

3番目は、これは当面の問題でございますけれども、椿洞の産廃撤去の実施、それは1年とか2年で終わるかどうかわかりません。その間にも、きちんとその処理がなされているかどうかというのを監視していく、そういうシステムが必要であると思います。そのためには、ここに書かれているような産廃処理の進捗状況をどうチェックするか、処理の方法を定期的にチェックしていく。これだけこの問題が大きく取りざたされれば、当然これの処理をするための技術というのは進歩していきたく思いますので、最新の技術を絶えず使えるような、そういう体制をとっていく必要があるのではないかと。それから、周辺環境について悪影響がないように定期的なチェックをしていく。これは確実にやっていただきたいというふうに思います。それから、処理費用の請求と徴収状況を定期的にチェックしていく。取れるのかどうかわかりません。これは、要するに善商だけでは、恐らく処理をしていくのに、とても費用的には賄い切れないだろう。そうすると、排出事業者にも何らかの形で負担をしていただく。そのためには、市役所の中に、やはりそれを専門といいますか、長期にわたって徴収していくような仕組みというのをつくっておかないといけない。全額を市民が負担するというのでは、恐らく市民の理解はとても得られないだろうというふうに思います。被害者がお金を出すというのも奇妙な話であります。その意味では、この辺の費用の問題をどう考えていくのかというのが非常に深刻になることと思います。これから検討していく必要があるかと思っております。

これは、いずれにしても技術部会の方で正しいきちんとした科学的な情報が出てまいりました後に、どれぐらいのコストがかかるのか。今日、環境省の方からも来ていただいておりますけれども、どれぐらいの費用を国の方で面倒見てもらえるのか。県の方にもぜひご協力を願いたい。そして、市の方もそれなりの負担は必要なのではないかと。こういうことはこれから検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと

思います。

それから、組織でございますけれども、こういう組織の中に市役所というのを入れるの
がいいのかどうかわかりませんが、少なくとも最も重要な担当者でございますので、やは
り何らかの形で関与していただく必要があるだろう。それから市民代表の方、それから事
業者の代表の方、警察関係者、岐阜県の環境担当者の方、議会代表の方、学識経験の方、
こういったような方々をメンバーにして、上にあるような役割を果たす。そして、1番に
書いてあるような目的を達成する。ただ、これをどういう委員会にするのか。全く新しく
立ち上げるのかというと、できれば環境審議会、あるいはそのほかの市役所内部に既にこ
れに似たような委員会があるのであれば、これを改組するなりして、その組織の中でこ
れをぜひやっていただきたいと思います。そうすれば、非常に早い時期にこれが可能なのでは
ないかと思います。市役所の構造、仕組みについては、私、まだよくわかりませんので、
これからいろいろなお話を聞かせていただいて、これをできるだけ早い時期に実現してい
ただきたいというふうに思います。できれば年度がかわりまして、第1回のこの検討委員
会ではぜひこういう新しい委員会を提案できるような形までは持っていきたいというふう
に思っております。

それから、こうしたことが可能なかどうか知りませんが、やはり上に言いま
したような環境ビジネスを持続的、継続的に推進していくということになれば、かなりの費
用とか資金が必要なわけでございます。こういったような資金を市税で賄うの
がいいのか、それとも産廃税で賄うの
がいいのか、そのあたりの資金調達
の面も含めまして、検討
していく必要があるだろうという、
こういう提案をさせていただきました。

今後の検討課題につきましては、とりわけ椿洞の産廃の処理をどうするかという問題
と、市民会議の運営、組織、費用をどう
いうふうにするかということが大きな課題
になっております。以上です。

それでは続きまして、藤縄部会長さんの方から技術部会の報告をお願いいたします。

【藤縄副委員長】 1月21日に第4回の技術部会を開催いたしましたので、その概要を
ご報告いたします。

資料はナンバー2の9ページからでございますので、ご覧いただきたいと思います。
ちよつとご説明をさせていただく前に、技術部会のスタンスをもう一度ご説明したいと思
いますけれども、技術部会は、まず住民の皆さんに安全を保障するということと、それか
ら税金は浪費しない。できる限りの技術を導入して、最適な処理を目指す。この二つを
基本的な柱にしているということを改めて申し上げておきたいと思
います。そういう上で
さまざまな検討を行ってまいりました。

それでは、ちよつと概要をご説明いたしたいと思
いますけれども、現在、詳細調査が進
行中でございまして、ほぼ終了している
のですが、進捗状況で7割強くらいだ
というふう
に聞いております。

それから、現在までに判明している埋設物ですけれども、木くずを主体とした建設廃棄

物がございまして、これは高地部ですね。高く盛り上げられた部分に木くず、それから低地部が埋め土、コンクリート殻が主体であったということです。

それから、有害物質の調査、水質調査、これも分析が完了している範囲内では、基準にそれぞれ適合しているということでございます。

それから、ダイオキシン類の調査でございますけれども、当初予想していた成分ではなくて、むしろコプラナーPCBというダイオキシン類の成分が主体であったということがこの前の調査でわかっておりまして、そうなりますと、焼却灰以外の由来も考えられるということでございます。

それから、斜面の崩落監視のためのモニタリングでございますけれども、こちらは急激な変動は見られないということでございます。

それから、場外モニタリング調査でございますけれども、善商からの排水、その影響を受けたと考えられる河川水につきましては、一部に高い数値の項目もありましたけれども、今後も流量と水質の関係を調査していきたいと存じております。

それから、土壌、地下水、大気についてもそれぞれの基準は満足いたしておりました。

お米についても調査をいたしました。項目はカドミウムと鉛でございますけれども、いずれも基準に適合しておりました。市内の他地区の値と比べて差がございませんでした。

来年度につきましては、場内の斜面モニタリング、それから水質モニタリング、場外のモニタリング、今年度と同様なモニタリングを考えております。

それから、部会でいろいろな観点から討議をいたしたわけでございますけれども、もし何らかの汚染物質があつて、それが環境に悪影響をもたらす可能性があるとするれば、水由来の可能性が非常に高いだろうということで、特に水の挙動について大きな関心を持って検討を続けているところでございますけれども、まず廃棄物層内の水の流れ、水の分布がどうなっているかということを確認に調査していただきたいというようなお願いもしております。

それから、硫化水素の発生がございまして、その由来についても従来から検討してきたわけでございますけれども、従来は石膏ボードが存在しますと硫化水素が発生するという事実がありますので、石膏ボードについて、どの程度埋設されているかということに関心を持って注目をしていたわけでございますが、それ以外に、地山を崩して、それで埋設物を隠ぺいしていたという事実がございまして、廃棄物層内に実は地山の削りかすがたくさん埋設されているわけです。それで、その基盤岩の中に実は黄鉄鉱が含有されていまして、黄鉄鉱が分解されますと硫酸イオン、それからヒ素が発生する可能性がございまして、石膏ボード以外にも硫化水素が発生する可能性が判明したわけございまして、今後、こちらの岩石の成分も少し調査をしてみたらどうかということになっております。

それから、あと調査の項目について、いろんな質疑応答があつたわけございまして、例えば地下水の水質の成分、水質そのものをどういうふうに理解するのかといった観点から、さらに詳細な調査を続けていってほしいとか、それから上流からの河川水なり、伏流

水が与えている影響についても、やはりもう少し調査をしておく必要があるというような意見もございました。

それから、ダイオキシン類でございますけれども、一番毒性の強い化学物質ということで注目を浴びやすい物質でございますけれども、その移動する仕組みは、基本的にはSSといたしますか、浮遊分に付着をして、水とともに移動するという経路が一番汚染を引き起こす可能性の高い経路なものですから、SSがどの程度現場から出てくるのか。あるいはまた、それをどのように監視をして、どのように防止をしていくかということも検討材料になっているわけでございます。

それで、今後、さらに調査をする必要のある事項を幾つかまとめてございますけれども、最後の部分で、ダイオキシンの成分が主にコプラナーPCBであったということから、その由来をもう少し調査していただきたいと。それから、場内の金属イオンですけれども、これも恐らくSSに付着して流出する可能性が主な経路として考えられるわけですが、そういう重金属類の移動の仕方も今後注意をして検討していくということでございます。

前回、技術部会で検討した項目は以上でございます。

【吉田委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご報告いただいた内容を含めまして、これまでのところで補足とか、ご意見等ございますか。いかがでしょうか。

【清水委員】 まず質問ですが、技術部会の報告の中の10ページの7番目の黒ボツ、調査結果をどのように分析して公開するか云々とありますが、これについて、ちょっと聞き漏らしたのですが、明快にしていく必要があるというふうに書いてありますが、どのような手法で、どのように今後公開していくのか、そのところを少し教えてください。

【藤縄副委員長】 基本的には全部公開をしていただきたいと考えております。

【清水委員】 はい、わかりました。

今の部会長さんの最初のお話の中で安全の保障というふうなお話がありましたが、先日、環境市民ネットワークで市長さんと語る会というのがあったのですが、安全と安心との間に大きなギャップがあるという認識を持っているというお話をいただいたのですが、本当にそれは同感で、市民はもっとといたしますか、例えば有害物質はないよと報告はされましても不安があるとか、そういう検体をどういうふうに持ってきて、どういうふうに調査なされたのかということが不安だとか、私ども信頼はしているのですが、やはり全市民が不安感を持っているということを頭に置きながら、安全と安心のギャップを埋めていくということをこの検討委員会の中でもそのことを頭に置いてやっていかなきゃいけないことがあると思うのです。

再生ビジョン部会の中でいろんなご意見がありましたけれども、例えばあそこの善商の土地、私有地ですけれども、市民の立ち入りが今全然できない状態なのですね。再生ビジョン部会の中の代表がだれか、適当な時期に、早い時期にですけれども、参加できないだ

ろうかというふうなことを私も思うわけですが、そのようなところ、技術部会長さんとしてはどう思われますか。

【藤縄副委員長】 論点が幾つかありそうなのですが、まず安全と安心、これは技術的な面と心理的な面と非常に複雑な要因をたくさん含んでいまして、人によって知識の程度もまちまちですし、それから不安の持ち方も恐らくまちまちかもしれませんね。その中で、やはり最大多数の人たちに安心していただけるように検討していかなければいけないだろうと思います。ただ、例えば体のどこかに異常がありますと。それで、一つ一つの遺伝子をすべてチェックすることはできないわけですから、もう少し大きな単位で基本的にやった分、組織の調査をすることかということになるわけですね。

今度の埋設物につきましても、例えばコプラナーPCBが発見されました。じゃあ、それについてどう考えるかということなのですね。そうしますと、一番重要なのは埋設物全体に対する有害物質の含有量、これが基本的には一番重要かもしれませんね。あともう一つ重要なのは、その分布の仕方だと思うのですが、薄く満遍なく分布しているのか、あるいは一部分に濃いところがあるのかですね。ですから、その辺を一番私たちは注意をして、今検討しているところです。もし濃度の高い部分が発見されれば、それは当然撤去ということになると思いますし、あるいは幾らダイオキシンといっても、非常に薄い濃度が満遍なく含まれているということであれば、通常の側溝の底泥なんかを分析しても多分ダイオキシンが検出されると思いますから、そこまで含めて撤去するかどうかという、これは先ほどから出ております撤去費用との関係も出てくるわけですね。ですから、どこかに折り合いをつけるポイントがあるだろうというふうに思いますね。

それからもう一つ、後者の方ですが、例えば住民の方の立ち入りができないといった問題は、実は私たちも非常に悩ましいというのか、跡地利用を考えたりする場合にやはりその部分は避けて通れませんので、何とか早くどういう方向で展開するのか、実は私たちも示してほしいと思っているところなのですね。やはり地権者の問題もありますし、技術部会で私たちは効率的な処理の方法について主に検討しているわけですが、やはり跡地をどうするかによっても処理の方法というのは決まってくるから、そういう意味では、再生ビジョン部会と多分やりとりをしながら、少しずつ絞っていくということになるのではないかと思います。

【吉田委員長】 この点については、全体の責任者である私も若干コメントする必要があるかと思いますが、やはり安全と安心というのは、安心をしてもらうためには、やはり信頼感というのか、ここで得られた情報が正しいということと、それから解析の方向が市民の多くの方々の納得というのか、コンセンサスが得られるかどうかということだと思えるのです。そのために、小さなグループでいろんな情報交換をするのではなくて、できれば市民の勉強会のような形でできるだけたくさんの方に参加していただいて、その中から一番いいと思われるような結論を出していきたい、見つけていきたいというのが、安心を得るための、私たちの再生ビジョン部会でできる、今のところ考えられる最良の方法かなと

思っておりまして。

それから、この会議でも冒頭に申し上げたことですが、基本的に情報は公開する。隠さない。それから技術的に考えて、これだけのことはやっていただきたいというのは技術部会の藤縄委員の方に、私たち、技術的なことはよくわかりませんので、全面的に信頼しているというところがございます。十分にその信頼に足りるのではないかと、いうふうに思っております。これをいかにして市民の方々に知らせていくかと。それを理解していただくかというのが私たちの大きな仕事ではないかというふうに思っております。

それから、調査のプロセスについてはどこかで報告されていまして。1回目でしたか、2回目でしたか、ありましたよね。調査のプロセスについては、たしか1回目か2回目のときに報告していただいたと思うのですが、そのとおりに進んでいるという感じがいたしますが、よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問、あるいは訂正等がございますか。

【西川委員】 一つお尋ねをいたします。来年度、水質を中心に調査をされる。実は私、議会がつくっておる産業廃棄物不法投棄対策特別委員会の副委員長なのですが、その中で意見が若干出まして、実はある大学の先生と学生さんが雨の非常に多いときにあそこで水質検査をされた。その中に重金属の非常に濃度の高いものが出たという発表をされたのですが、やっぱり技術部会さんの方でも、気候条件、環境事業部の方へ聞きますと、天候のいい日が多いという調査内容でありましたので、来年度は梅雨どきを含めた、非常に雨の多い時期に一度測定をして、きっちりした測定結果を公開していただきたい、そんな思いです。

【藤縄副委員長】 どうもありがとうございます。技術部会の方でも水質のサンプリングの方は臨機応変にはお願いしますとはお願いしてあるところなのですね。それで、特に降雨強度の強いときはどうしてもSS分が流出してしまうという傾向があるものですから、そういうときにサンプリングをすれば、これは出る可能性というのは高いと思いますね。これは何も廃棄物埋立地だけではなくて、ほかの河川でも多分そうじゃないかなと思うのですが、ただ、やはりすべての全容を理解しておくことは非常に重要ですので、これは臨機応変にということ、改めて事務方をお願いしたいと思っておりますけれども、あと、樋口先生、何か補足ございませんか。

【樋口委員】 特にございませんですけど、調査の時期については、やっぱり天気のいい日はガスも少ないですし、天気が悪いときはガスも多いというような、そういう性状がありますので、気圧の関係なのですけれども、やはりそういったいろんな状況のデータを集めておくということは必要だと思います。ほかについては特にございませぬ。

【吉田委員長】 ちなみに一般的な研究として、雨量とダイオキシンとの関係が正の相関関係を持っているというような研究成果というのはないのでしょうか。

【樋口委員】 やはりSSとの絡みはかなり大きいと思っておりますので、汚濁水というか、雨

が降ったときには若干高い値が出る可能性はあると思います。

【吉田委員長】 今、委員さんの方から出たように、雨期というのか、そういう時期にも調査というのは継続してできますか。

【事務局】 私の方、周辺の環境を担当しております者でございますが、今ご指摘がございましたように、晴天時、雨天時、また前日がどのような天気であったか、いろんな状況の中でこれからもモニタリングを続けてまいりたいというふうに思っております。

また、その結果につきまして、先生方からお話がございましたが、やはり自然由来といえますか、そういうようなことも当然結果を判定する場合には重要でございますので、そういうようなものも判定できるような方法で採水をしてまいりたいというふうに考えております。

【井上委員】 今、西川委員の方から出てきた降雨時期というのでしょうか、そういう問題というのは、これも非常に大事だろうと思うのですが、藤縄委員の方からも言われましたけど、実際にそういう状況の中で分析をした場合に、自然由来のSSというようなものが多くなってきたりしますと、実は土壌中には、重金属というものも含めてですけど、地球の地殻の元素というのがあるわけですけど、その中にいろんな元素が含まれているわけですね。その元素の中には実は有害物質と言われているものも微量ながら含まれていると。そういう性格を持っているわけですね。それをきちんと理解した上で評価をしておかないと、水の中、いわゆる溶解性といって、SS成分でないものについては、有害物質がほとんどないのに、SSを含んでしまうと、地殻構造物質であれ重金属を含んでしまうという性質があるわけです。それを出してきまして、水の中にこんなに含まれていますよというようなことをいわずらに言ってしまうと、かえって誤解を生んでしまうということが起こるのですね。これをやっぱりきちんと我々は押さえた上で、どういう性状で、どういう天候のもとに、どんなSS由来のものかというのを押さえなくてはいけないということになるのですが、じゃあそのSSというのは何なのかという、由来をきちんと分析するということは至難なこと、非常に難しいのですね。そういうことから、我々は今回、きちんとした結論という形では出しておりませんが、雨が降ったときに起こってくる地殻構造物質を含めた、そういう土壌由来の物質のために、例えば鉛といったようなものの濃度が高くなるのだろうというような評価をしているというのがあるわけです。そういうことが一方にあるわけですので、それをやっぱりきちんと押さえた上で追加実験をしましょうというようなことははっきりここでは確認をしておく必要があるだろうと思うのですね。そうしないと、SSが出てきたときに、また増えましたよということが出てくると、これは汚染ではないだろうかというようなことを再び評価し直さなくてはいけないというようなことが出てきます。私が言いたいことは、今言いましたように、地殻構造物と言われる自然由来の土砂類も同様に重金属を持っている。ただし、その濃度は低いのです。低いのですけれども、今回、どこの大学だったか忘れましたが、研究者が出されたものも、実はその自然由来のものに近い濃度のものが出ていていることがわかっているわけですね。

も、そういうことをここでは私は確認をさせていただきたいというふうに思うのです。以上です。

【西川委員】 私も、特別委員会で、ある委員さんが通常天気の良い日ばかりやっているのではないかと。やっぱり雨が降れば、それが溶け込んで出るのではないかと。そういうのは自然由来からという説明はあったのですわ。再三言われるもので、技術部会さんとしてのある程度の一定の意見を出していただかんと、我々は、ひょっとしたらある大学の人もやり合う必要が出てくる可能性がありますので、その辺を含めて、やっぱり検討委員会の技術部会さんとして、自然界にもともとあるよと。そういうものが自然に雨なんかで溶けちゃったのだよというような形のものを出していただきたいという意味でお話をしたのですけど。

【吉田委員長】 その辺の技術的な、科学的なデータがあるとありがたいですけどね。

【富樫委員】 ある大学ではちょっと具合悪いので、うちの岐阜大学の地域科学部の粕谷先生たちのグループが、実際に椿洞の善商の不法投棄現場の下流の川で大雨のときに水を取られて、それを分析されたそうですね。それについて、内容は多分粕谷先生の方でも公開されていますし、いずれどこかにも発表されると思うのですけれども、必要であれば粕谷先生をお呼びして、今委員に入っておられないのですけれども、その調査結果についても含めて検討して、その結果もさらに市民に公開していただければ当然専門家の知見というのは必要かと思しますので、それで妙な誤解やなんかは防げると思うのですけれども。

【吉田委員長】 はい、ありがとうございます。今、富樫委員の方から提案がありましたけれども、今すぐここでお約束はできませんが、検討させていただきたいと思います。そして、出ていただけるのだったら、ぜひその辺の誤解のないようにすべきだと思います。回答についてはもう少しご猶予ください。検討いたします。

【井上委員】 私がそういう確認をさせてほしいということは、多分市民の方に不安があるのだらうと思うのですね。だから、きちんとした評価をしておく必要があるだらうと思うのです。そういう意味で、私自身の意見と、それから前回少しだけ議論がされたと思うのですけれども、その点のことを申し上げたという次第です。

【吉田委員長】 はい、ありがとうございます。そのほかございますか。

【井上委員】 もう一つ大きな不安として考えられることが、これ、藤縄先生の方からも出されたもので、二度言う必要はないのですが、内部で硫化水素が高濃度に発生していたと。今後どうなるのだらうかと。硫化水素が発生して、周りに影響を与えないだらうかというような件だらうと思うのですね。この件については幾つか議論はされてきているかと思えます。10ページのところに「井上委員から研究成果を紹介」というふうに書いてございますけれども、この前少し紹介させていただきました。結論からいいますと、中に水が溜まらないような構造にしなければ宙水ができる。宙水というのは、埋立地の中の下の水を通しづらいところが出てきまして、水を通しづらい層ができますと、その上に水が溜まってしまふ。水が溜まるような状態ができてしまうと、非常に嫌気性の状態が強くなる。

酸素がない状態、そういう状態になってしまうと硫化水素が発生する可能性がある。そういう状況を除いてあげれば、内部の有機物の量とか、そういう関係から見て、高濃度の硫化水素が発生することは少ないだろうというような予測をしている。予測ですので、絶対そうなって、発生することはないというふうに100パーセント確信はできません。確信はできませんけれども、硫酸塩を還元する微生物の性質等から見まして、そういう、私が言ったような状況になるだろうというふうに見ても構わないと。そういうふうに結論づけることができるだろうと。そういう意味では、市民の皆様もあそこで、よほど、例えば今後大雨が降りまして、長雨が降って、排水がしきれないというような状況が出てこない限り、場合によっては、内部にボーリングを入れて、そういう宙水が起るような状況を改善してあげれば、硫化水素が発生して、周りに悪臭を放つということはないだろうというふうに言うことができます。以上です。

【藤縄副委員長】 ちょっと恒久処置の方に議論が少し入りかけているのですけれども、現場を、現在は処分場ではないのですけれども、これを処分場のような形に持っていくことができるのかどうか、環境省の見解をお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。地権者との絡みもあると思いますので、その辺も含めてコメントいただければと思うのですけど。

【オブザーバー 橋詰室長】 今のお話は、処分場とするという言葉が使われると、たぶん廃棄物処理法の適用関係でいくとなかなか難しい問題があると思います。要するに何が埋まっているかということがあるわけですけど、新たな処分場をつくるということを考えますと、それは技術基準なり、構造基準なり関わるでしょうということになると思います。実際、あそこは新たな処分場じゃないわけですから、現に埋められている、恐らく不法に埋められているわけですから、不法に埋められている状況の中であれば、それは不法に埋められているものとして、生活環境保全上の支障があるのかないか、恐れがあるのかないか、それに応じて、必要ならば対策をとると、そういう視点なのだろうと思います。処分場という格好でやるとなれば、それはきちんとした処分場の構造をとってもらうというようなことが必要になるだろうと思います。ですから、恐らく普通に廃棄物処理法の適用関係でもって、廃棄物処理法上の処分場として管理をしようということだとすると、そういうやり方と、そうではなくて、埋められている、ああいう形で投棄がされているところを何らかの形で管理をしていくと、アプローチは二つあり得るのではないかと私は思います。それは必ずしも、処分場という形にするという選択肢も論理的にはあるかもしれないけれども、物の扱い方としては両方あり得るだろうと思います。

【吉田委員長】 この点につきましては、また技術部会の方で少しご検討いただいて、結論を出していただきたいというふうに思います。

もしそのほかないようであれば、議題の4と5につきましてはこれで終わらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

続きまして、次第の6でございますが、平成17年度委員会スケジュールほかに移りたいと思います。

まず本日の委員会は、本年度予定されている最後の委員会ということでございますので、来年度の委員会の実施について、事務局より案を説明していただきたいと思っております。それから、現在、現場において排出事業者等による自主撤去が進められているということでございますが、それに関連して、事務局の方から意見を伺いたいということがあるようでございますので、通して説明していただいた後に、皆様のご意見をまた伺いたいと思っております。

それでは、事務局の方、お願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元の資料の3、平成17年度委員会スケジュール（案）ほかと書いてございます資料の一番裏をごらんください。

17年度委員会スケジュール（案）でございます。

本年度につきましても、当初にこういったスケジュール（案）をお示ししたところでございますが、冒頭申し上げましたように本年度最後に当たりますので、今段階で私どもとして来年度のスケジュール（案）をご提案させていただいたところでございます。

検討委員会と技術部会、再生ビジョン部会、それぞれに分けてございます。もとよりまだ詳細調査の報告が出ておらない段階で、こういったことが起きるのかによって、こういったスケジュールも変わるわけでございますが、現時点での予定だということでご理解賜りたいと思います。

まず委員会でございますが、次の第5回を6月ごろに予定いたしておりまして、検討内容については記載のようなことを考えております。恒久対策というのは、言いかえれば処理方法につながるものであるというふうに考えていただいて結構だと思います。第5回の検討委員会以降、8月、それから10月にわたりまして検討いただきまして、11月にこの委員会としての中間報告をいただく形で今計画をしておりますが、この中間報告の骨子は、いわゆる恒久対策の案についての一つの選択肢としていただければありがたいというふうに思っておりますが、そういった中間報告が11月ごろにいただけないかなという思いでございます。最終的には3月の委員会報告をもって全体の報告がなされるというふうに思っておりますが、そういった形で検討委員会を計画しておるわけでございます。

あと、技術部会、それから再生ビジョン部会につきましては、それぞれの委員会に上げる前の具体的な検討ということで記載してございます。再生ビジョンにつきましては、まだ今、勉強会の段階で、先生とも少しお話をさせていただいたのですが、不透明な部分もございませうけれども、とりあえずは10月の第9回で目処をつけて、11月にとということでございますが、これも今後の状況によっては、再生ビジョン部会は特に流動的な要素が多いかと思っておりますけれども、我々も予算のこともございますので、とりあえず17年度のスケジュールについては、今日お示ししたような形で進めていただけたらなというふうに思っておりますので、ご意見がありましたらいただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し

上げます。

内容が違いますので、とりあえずここで切らせていただいて、後からまた自主撤去の方の話をさせてもらいますが、よろしいでしょうか。

【吉田委員長】 これはあくまでも案でございますが、スケジュールをこういう方向で持っていきたい。できれば11月に中間報告をとにかくまとめていきたい。そうしなければ、予算との関係もありますので、こういうタイムスケジュールになるかと思いますが、各部会、これでよろしいでしょうか。技術部会、こういう予定でよろしいでしょうか。再生ビジョン部会、富樫先生もこれでよろしいでしょうか。大体こういうタイムスケジュール、大体11月を目処に成案を得たいと思っています。案ではありますけれども。

それでは、大体こういう方向で進めさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは続きまして、事務局の方から、排出事業者の自主撤去について。

【事務局】 それでは続きまして、自主撤去についてということで、同じ資料3の1ページをごらんください。

自主撤去、今日の会議でも何回か出てきましたが、皆様方全員の形でご案内するのは今日が初めてだと思いますので、少し時間をいただいて詳しく説明させていただきます。

まず資料の1ページにございますように、自主撤去とはということでございますが、まとめて書いてございますが、要は排出業者の責任追及、我々は今これに取り組んでおるところでございますが、数ヵ月前から、いわゆる企業側といいますか、あそこへ廃棄物を運搬した業者の方から、自分の持ち込んだ廃棄物について、企業側の一応責任のとり方といいますか、対応の一つということで自主撤去の申し出が出てまいりました。こういった自主撤去そのものというのは当然法律に明記されてございません。すなわち法律上はあくまでも違法行為が判明すれば措置命令をかけて、それを撤去させるというのが法律上の手段、方法でございますが、そういった違法性を問う前の段階で自主撤去をするということは、法律上の規定に則るものではございません。

また、もう一方の見方をしますと、そのことによって、いわゆる今後の責任追及を逃れるのではないかというような免罪符的な意味合いもあろうかということで、当初これに関しては消極的でありましたが、いろいろ検討してまいりまして、今現在、措置命令をしているところ、一番上にむき出しになって露出している部分ですが約14,300立方メートル、当初かけましたが、それについてはあくまでも環境上の支障があるということで撤去させるということになっております。ですから、支障の除去のための一種の一段であるということであればということで、昨年暮れに岐阜市といたしまして、その申し出を受けて、撤去を認めるということにいたしました。

もちろんこれにつきましては、一番下の参考の欄に書いてございますが、適正に処理すること。それから二つ目に、持ち込んだ量と実際に出す量との差がある場合の取り扱い。3番目は、冒頭に申し上げました、このことが将来の責任追及の違法性について何も考慮

するものではないというようなことを条件として、我々としてはその時点では、そのときに措置命令をかけた露出部分の14,300立方メートルについて、これは申し出のごみに対して区別が付きませんので、どこに持ち込んだのか判らないということがありますので、処理をする排出物としては、それにかかわらず、露出部分、措置命令の部分を撤去するということが我々の方の条件でございますので、それに沿って撤去をさせていただきます。

その状況でございますが、現状に書いてございますように、2月14日、昨日までにこういった申し出の累計が数にして34社になりました。これだけを撤去するという申し出の量ですが、約3万立方メートルになっております。書いてございますように、既に2,200立方メートルほど搬出したしておりますが、3万立方メートルの申し出がある中で、先ほど申し上げましたように、市が今撤去命令をかけている部分が14,300立方メートルということでございます。従って、申し出のとおりこれが履行できれば、措置命令部分を超えて、今検討をお願いしております埋設部分の廃棄物にまで及ぶということに、量としてはそんなに多くの量ではございませんが、今後のことを含めてそういった状況が出てまいりました。従いまして、その点につきまして、この自主撤去、とりわけ埋設物に対する自主撤去については、一面廃棄物の山の崩落防止に対しての一定の効果があるのではないかとということもありますので、我々としてはこの自主撤去を進めていきたいというふうに考えておりますが、このことにつきまして、実は技術部会の先生方にそれぞれご説明に上がって、ご意見を承っております、基本的にはいいだろうということになっておりますが、いま一度この検討委員会の中で、いわゆる埋設部分に対する自主撤去について、とりわけ技術部会の先生方のご意見を伺い、我々としてはこの自主撤去を進めていきたい。こういったことに注意して、こういった工法でやったらいいのかということをご検討いただきたいということで、提案させていただいたわけでございます。

少し話を進めさせていただきますが、これについては、今日、我々として、お手元に一枚物のA3サイズでお示ししておりますが、A案とB案の2案を考えております。

A案の場合は、硫化水素などの多く発生している場所をスポット的に、優先的に撤去させるという方法でございます。それからB案の方は、そうでなくて、上場の、真ん中に撤去中と書いてございますが、この撤去中の西の方の部分、全体の中で少し高くなっております部分ですが、そちらの方を薄く広く掘削して撤去すると、こういう方法の2案を我々として今考えておるわけでございます。そういった中で、もしよろしければ、今日ご検討いただいて、我々がこれから進めていく自主撤去についてのご指導をいただきたいというふうに考えております。

なお、今日ご欠席の佐藤委員からはメールでもってコメントをいただいております。朗読させていただきますと、「B案に賛成。硫化水素の濃いところを掘削する必要はなく、沢上部から場内へ勾配を持たせて、上部を薄く掘削することでいいと思います」ということでコメントをいただいておりますので、ご披露させていただきます。

少し長くなりましたが、そういったことで、この自主撤去についてのご意見をいただけ

ればと思います。よろしく願い申し上げます。

【吉田委員長】 意見として二つあると思うのです。一つは、自主撤去を申し出ている34の業者がありますが、これらが撤去するということに関して賛成をしていただけるかどうかご意見を賜りたい。技術部会の委員の方は、いいのではないかという説明だったように思いますが、再生ビジョンの委員の方がいかがでしょうか。よろしいですか。自分が持ち込んだのだから、持ち出してもらいたいというのは我々の偽らざるところですけれども、ただ心配なのは、これを免罪符に使われる可能性がある。そのためにやっているということもあるのかもしれませんが、そういうリスクはありますけれども、これは3万立方メートルになります、自主撤去をしてもらうということによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

では、コンセンサスが得られたということで、進めていただきたいと思えます。

次に方法でありますけれども、A案とB案があります。A案は、とにかく部分的でもいいから硫化水素が出やすい部分を深く掘る。B案の方は上層部を満遍なく取っていくと。この二つの案ですが、これについてはどうでしょうか。技術部会の方としては、A案、B案、技術的にはどちらの方がいいのか悪いのか。逆に言うとどっちの方がコストがかかるのか。コストが余計にかかる方をちょっとやっておいてもらった方がいいのではないかという気もいたしますが、いかがでしょうか。

【樋口委員】 非常に悩ましいところではあるのですが、将来の恒久対策を踏まえて、今回事前の調査も踏まえてやるということであれば、私はA案でもいいかと思うのですが、詳細調査の結果を見ますと、必ずしも高濃度の硫化水素が発生した地点と発生源とが一致していないようなところもありますので、詳細調査がもう少し解析が行われてから、もしやるとすれば、こういうスポット的な掘削はやるべきだと思います。ですから、現時点ではやはり私もBの方がいいと思います。

コスト的にも、かなり水勾配をつけて、背面に水が入らないようにするというので、それからもう一つは、中に水が堆積しないことによって層内を嫌氣的にしないことによって、全体的なガスの発生量も抑えることができる。逆にA案の方については、やっぱり掘削前に高圧空気を吹き込むなり、労働環境の安全を図る必要等もあると思いますので、当然コストもかかってくると思います。技術的にはちょっとそれをやってみたいなど個人的にはそういう気がしますが、将来、恒久対策を全体的にやるということであれば、現時点では私はBの方がいいのではないかなと思います。

【吉田委員長】 樋口先生としては、技術的にはB案の方がよろしいのではないかということですが、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

【井上委員】 私としては、時期をいつにするかというのが一つ気になるころであるのですが、まず第1点は、今回の詳細調査がございませぬ。その詳細調査を受けて、まずは結論を出す必要があるのだらうと思うのです。詳細調査を受けた結果として、内部に有害物質が入っていないという状況を確認した上で、それから内部のいろんな有機物も含

めてですが、運び出しても安全だということが確認された上で、どれを選ぶかということがまず第1点だろうと。

その場合に、高濃度の硫化水素のエリアというのが現状では出てきております。こういうところは、一つは作業場、それから今度は撤去する場合の撤去トラックの沿線上の問題等、いろいろ解決しなくてはいけない幾つかの問題が出てきます。そういうことを考えると、B案の方がよくなるのだろうという感じがいたしております。B案につきましても、どの程度のものが撤去されるのか、廃棄物の。それを考えた上で、どんな撤去の仕方をしなくてはいけないかということも考えなくてはいけないので、今の状態でこうだとある結論をつけるということとはちょっと難しいところがありますけれども、どちらかといえばB案の方が、撤去後どこに持っていくかということ、それから撤去間の沿線の問題、それから実際の撤去場所の、例えば雨水が入るとか、いろんなことを考えた場合の影響の問題等を考えると、B案の方がいいかというふうに考えられます。

【永瀬委員】 私も、詳細のというか、今まで要求している分析の結果がすべて出そろった段階で、私はB案の方がいいと思うのですけれども、それでも、除去する場合には、すべて結果が出た段階で踏み切るべきであろうというふうに思います。ですから、データが、今現時点で要求している全貌が明らかにならない以前に、薄いからといって、表層を掘削したりすることはできれば避けた方がいい。全体が出てきてから、今の状況でいくと多分問題ないだろうと思うので、こういう状況であれば、私は、恒久対策ができるまではB案が妥当ではないかなというふうに思っています。ただ、現時点で要求しているデータがすべて出そろった段階、でも、このスピードからいくと、多分データが出るのが先になるはずだとは思っているのですけれども。

【藤縄副委員長】 技術部会の委員さん全員、同じ意見のようです。私も全く一緒です。基本的に考えておかなきゃいけないのは、望ましくないものから優先的に出すという原則で私はいいと思うのですね。ですから、あまり拙速に、どうでもいいようなものを持っていつもらって、私はもうこれで済みましたということだと、あと大変なものだけが残っちゃう可能性もあるものですから、やはり今、委員の皆さんがおっしゃったように、きちんと調査をして、それで計画的に計画を持って、どの業者にはどの部分を持っていつもらうということを指定した方が私はいいと思いますね。ですから、あんまり拙速に持つていつもらわないと。せっかく撤去していただける。願ってもない話ですから、これはぜひ撤去していただいた方が私はいいだろうと思いますね。それで、それぞれの業者の方は、どういうものを出したということは各自ご存じのはずですから、これは自己申請していただいて、どういうものが出てきたときには、ではそこに頼みますというような、そういうリストをつくっていただいたらどうか私は思いますね。これは恒久処理の一環として位置づけるべきだと思いますね。これだけを別にやるのではなくて、恒久処理の一部だという位置づけで、きちんと計画を立ててやっていただきたいというふうに思います。

【吉田委員長】 はい、ありがとうございます。

非常に貴重な、技術部会の方としてはどちらかということB案ということでございますけれども、再生ビジョンの先生方、いかがでしょうか。技術部会の先生方のご意見に従うということでもよろしいでしょうか。

【富樫委員】 今、藤縄副委員長さんが言われたことと基本的に同じなのですが、この3万トンで終わるのか、さらに善商、それから排出事業者、運搬収集業者、その責任をこれから裁判の方も請求していくようですけれども、どこまで本来責任のある業者に撤去させられるのか。その後、部分的に残すのか、あるいは全量撤去までいくのか、その場合の費用はどうするのか、そこまでやっぱり見通しをつけていかないといけないと思うのですね。今のスケジュールですと、来年のほぼ前半でおよその案を固めていって、その後いろいろ議論をしていって、最後には最終的な案をとということのようですけれども、やっぱりそういう見通しを持った上で、当然撤去はしてもらわないといけないわけですから、やれるところはやらせるという形が僕はいいと思いますけれども。

【吉田委員長】 再生ビジョンの先生方、ほかに何かご意見ございませんでしょうか。木村先生、よろしいですか。

【木村委員】 私、そちらはわかりませんので。

【吉田委員長】 今、藤縄先生の方から具体的なご提案をいただきましたけれども、これから内容物に関する分析結果が順次出てまいりますので、藤縄先生がおっしゃられたように、もしリストができるものなら、そのリストに従って撤去すべきではないか。もし自主的に撤去していただけるのであれば、やはり私もこれは恒久措置の一部として位置づけるべきだろうというふうに思います。その意味では、それぞれの業者の方が出されたものを基本的に撤去していただく、こういう方向で対処していただきたいと思います。

それから、どこにそれを最終的に持っていかれるというのは全部チェックしますか。ついていくのですか、市役所の方で。

【事務局】 マニフェストとか、いろんな形で確認しております。責任持ってやります。

【吉田委員長】 これを撤去するとき、どこへ撤去するかというのを、また不法に…。

【事務局】 計画書に基づいて、先ほどの私が説明した2ページの方にフローが書いてありますが、撤去計画書というのを出させます。そこに詳細にわたって、いわゆるごみの内容物の種類に応じて、これをどう中間処理して、最終処分するかということまで、相手業者の最終処分場ならば処分場との契約書の写しも取っておりますので、我々としては万全の体制を敷いていると考えております。

今ご意見いただきましたが、技術的な問題としてはさほどないということで、B案ということで理解させていただきました。それで、詳細調査を受けてからということですが、我々、ある意味では崩落の防止の一つの方策でもあるということを考えておりますが、できればなるべく早い時期からいきたいなど。当然上の露出部分が3月いっぱいまでかかると思いますので、早くても4月からだとは思いますが、今おっしゃいましたように詳細調査の結果というのを、3月で報告される詳細調査の報告ということで理解

させていただいてよろしいでしょうか。

【吉田委員長】 3月の時点、次回のこの委員会までというよりは、できるだけ早い時期に撤去をしていただかないと、司法の方が終わると、もういやということになる可能性が非常に高いので、できれば早い時期に自主撤去をやっていただける会社についてはやっていただきたい。3月までに出た分析結果につきましては、技術部会の先生方の方にいろいろとご助言をいただきながらリストをつくるとか、あるいは撤去するというごことをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

【事務局】 はい、わかりました。

【吉田委員長】 技術部会の先生方、多分適宜ご相談に伺うことがあるかと思えますけれども、その節はよろしくお願いいたしたいと思えます。

【事務局】 では、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【吉田委員長】 それでは、本日の議事次第ですが、7の次回の開催日について、これまではこの場で皆さん方の調整をして次回を決めたのですが、年度もかわるといこともございますので、後日、事務局の方から調整をさせていただくということによろしゅうございますか。正式な開催通知については、後日文書で通知させていただくということにしたいと思えます。

それでは本日の委員会、与えられた議事は以上ですべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日の委員会を閉会とさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

【助役】 岐阜市の助役でございますが、閉会に当たりまして、今年度最後でございますので一言ごあいさつをさせていただきたいと思えます。本日は本当に委員の皆様方はじめ、皆様方には大変ご多忙のところご出席賜り、また長時間にわたりましてご検討賜り、ありがとうございました。

ただいまいただきました種々のご意見につきましては、今後、的確な対応を図っていきたいと思っておりますので、またよろしくご指導賜りたいと思っております。

先ほどからお話に出ておりますように、本日の委員会をもちまして、本年度の全体会議は最後となるわけでございますが、改めまして、これまでの真摯なご審議に対しまして厚くお礼申し上げますとともに、今後につきましても、引き続きましてご協力、ご指導賜りますことをお願い申し上げます、簡単でございますがお礼のごあいさつにかえたいと思えます。

本当にありがとうございました。

(了)